

第36期 決算公告

平成19年7月1日

東京都台東区下谷一丁目7番5号
株式会社 テムズ
取締役社長 加藤 克典

貸借対照表

平成19年 3月 31日 現在

(単位:千円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
流動資産	5,593,249	流動負債	6,053,735
現金・預金	1,852,330	支払手形	687,616
受取手形	1,009,004	買掛金	3,862,053
売掛金	1,681,224	短期借入金	700,000
完成工事未収入金	552,609	1年以内返済長期借入金	194,544
商品	84,604	未払金	35,366
未成工事支出金	471,101	未払費用	40,424
前払費用	7,109	未払法人税等	1,551
繰延税金資産	37,306	未払消費税等	8,548
短期貸付金	650	未払事業税等	2,897
未収入金	8,891	前受金	732
未収還付法人税等	58	預り金	207,398
立替金	392	賞与引当金	45,004
仮払金	102	未成工事受入金	267,597
ファクタリング未収入金	51,095	固定負債	504,906
貸倒引当金	▲ 163,230	長期借入金	31,272
固定資産	1,657,294	預り保証金	239,758
有形固定資産	1,303,261	退職給付引当金	233,875
建物	134,611	負債合計	6,558,642
構築物	3,997	(純資産の部)	
車両・運搬具	1,014	株主資本	687,863
器具・備品	1,920	資本金	60,000
土地	1,161,717	資本剰余金	43,848
無形固定資産	9,294	資本準備金	43,848
借地権	7,529	利益剰余金	584,015
その他の無形固定資産	124	その他利益剰余金	584,015
ソフトウェア	140	繰越利益剰余金	584,015
電話加入権	1,500	評価・換算差額等	4,038
投資その他の資産	344,738	その他有価証券評価差額金	4,038
預け金	180		
投資有価証券	24,192	(うち当期純利益)	(273,797)
保険積立金	13,159		
差入保証金	128,559		
長期貸付金	39,889		
たなあげ債権	130,932		
繰延税金資産	184,213		
出資金	130		
会員権	9,400		
更生債権等	21,369		
貸倒引当金	▲ 207,287		
資産合計	7,250,543	純資産合計	691,901
		負債及び純資産合計	7,250,543

(注)

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。
ただし、商品の内INAX品については、総平均法に基づく原価法によっております。

3. 固定資産の減価償却方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しております。
ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。
- (2) 無形固定資産
法人税法の規定に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、過去2年間の貸倒実績率により計算した回収不能見込額を計上しているほか、特定の債権に対する回収不能見込額を個別に見積もって計上しております。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、平成19年7月の支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給与引当金
従業員の退職金支払に備えるため、当社の退職給与規定に基づく自己都合退職金期末要支給額から適格退職年金資産期末残高を控除した金額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認めるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

7. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。
なお、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算にあたり適用した法定実効税率は41.79%であります。

8. 会計方針の変更

（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）
当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。
従来資本の部の合計に相当する金額は、純資産の部と同様であります。